

公益充実資金取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都予防医学協会（以下「この法人」という。）の公益充実資金の取扱いに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は次の通りとする。

(1) 公益充実資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下、「認定法施行規則」という。）第23条に定める公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金をいう。

(2) 公益目的事業とは、この法人が行う認定法施行規則で定められた事業をいう。

(原則)

第3条 この規程の取り扱いは、関係法令及び公益認定等ガイドラインに基づき適正に行うものとする。

第2章 公益充実資金の管理

(公益充実資金の保有)

第4条 この法人は、公益目的事業の充実を図るため、公益充実資金を保有することができる。

(公益充実資金の理事会承認手続き)

第5条 この法人が、公益充実資金を積み立てる場合、理事長は以下の事項を理事会に提示し、その承認を得なければならない。

- (1) 資金名称
- (2) 積立目的及び対象となる公益目的事業の概要
- (3) 計画期間及び積立額
- (4) 積立額の算定根拠

2. 理事会は、積立が以下の要件を満たす場合に承認するものとする。

- (1) 積立目的が明確であり合理的であること。
- (2) 必要額が適切に算定されていること。

(公益充実資金の管理・取崩し)

第6条 公益充実資金は、貸借対照表及び財産目録において、他の資金と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、公益充実活動等以外の支出に充てるために公益充実資金の取り崩しを行う場合には、理事長は、取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その承認を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

第3章 公表及び透明性

(公益充実資金の公表)

第7条 この法人は、認定法施行規則第23条第1項第2号に基づき、当該事業年度の終了後、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかに公表しなければならない。なお、公表内容には以下を含むものとする。

- ①当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期
- ②当該事業年度の末日における積立限度額（公益充実活動等ごとの所要額の合計額をいう。以下同じ。）及びその算定根拠
- ③当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額
- ④当該事業年度の末日における公益充実資金の額
- ⑤前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠並びに公益充実資金の額、その他内閣総理大臣が必要と認める事項

(公益充実資金の経理処理)

第8条 公益充実資金の経理処理については、公益法人会計基準及び公益認定等ガイドラインに基づき適正に行うものとする。

第4章 雑則

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和8年3月24日より施行する。